

資料4付属

市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和5年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

基本3パターン

【休日夜間（〇時～〇時）】

〇〇県障害者権利擁護センター（携帯）TEL ×××-×××-××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

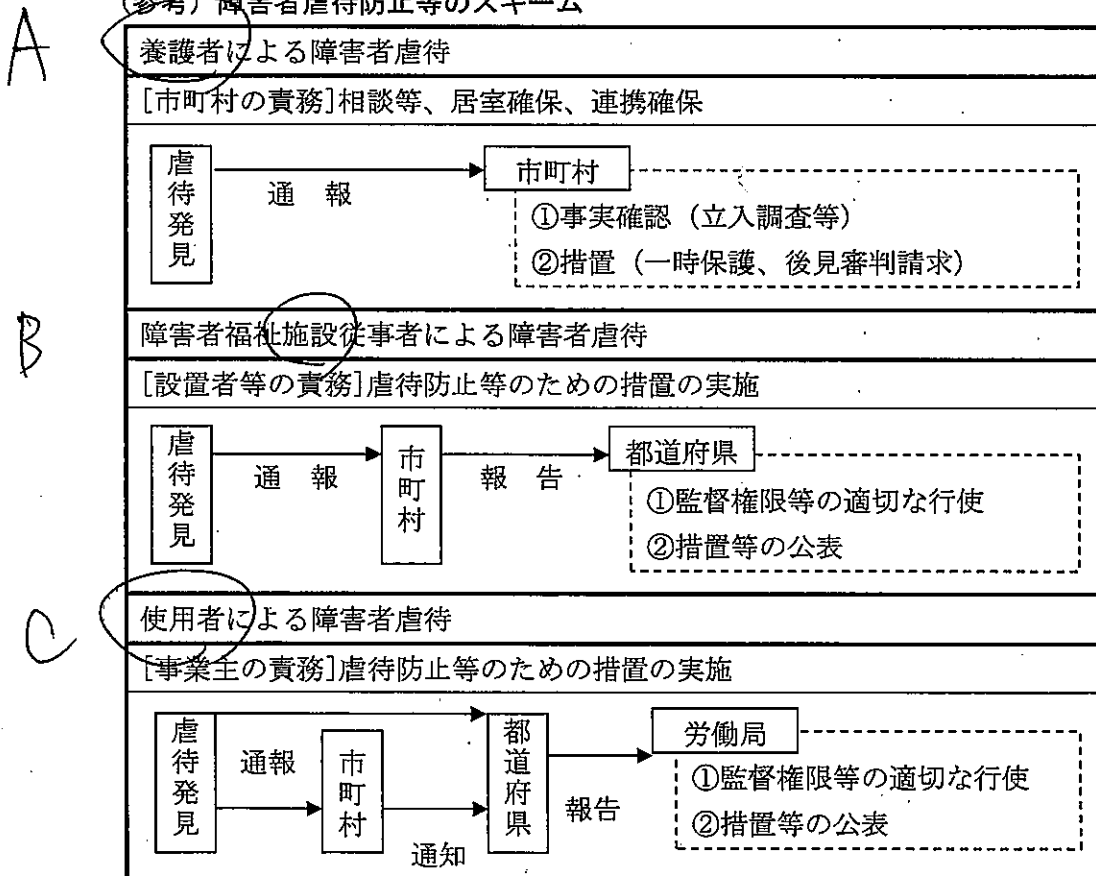
障害者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で事前に連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、都道府県や委託を受けた都道府県障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこととされています（第38条）。

エ その他

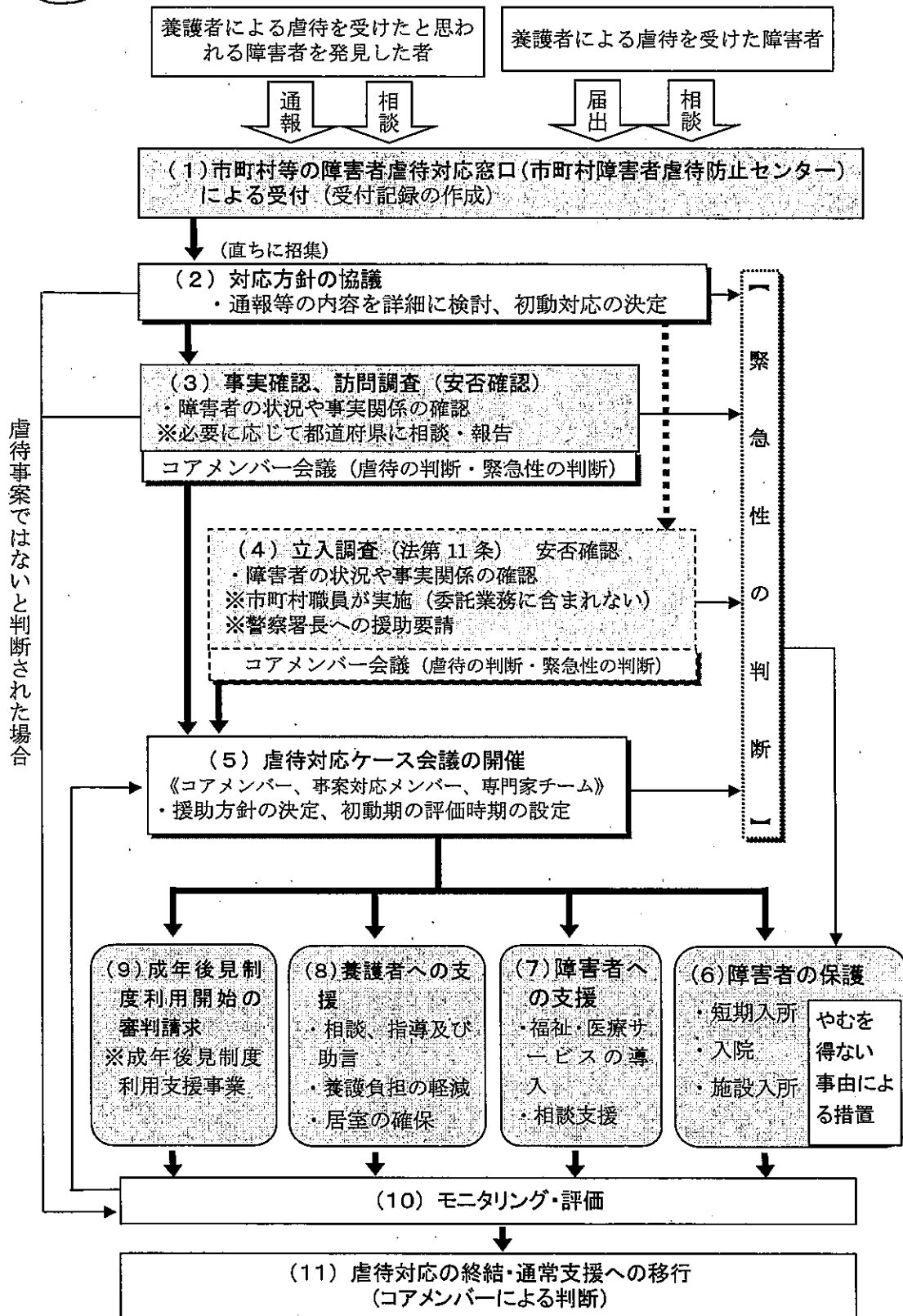
その他、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています（第39条）。

（参考）障害者虐待防止等のスキーム



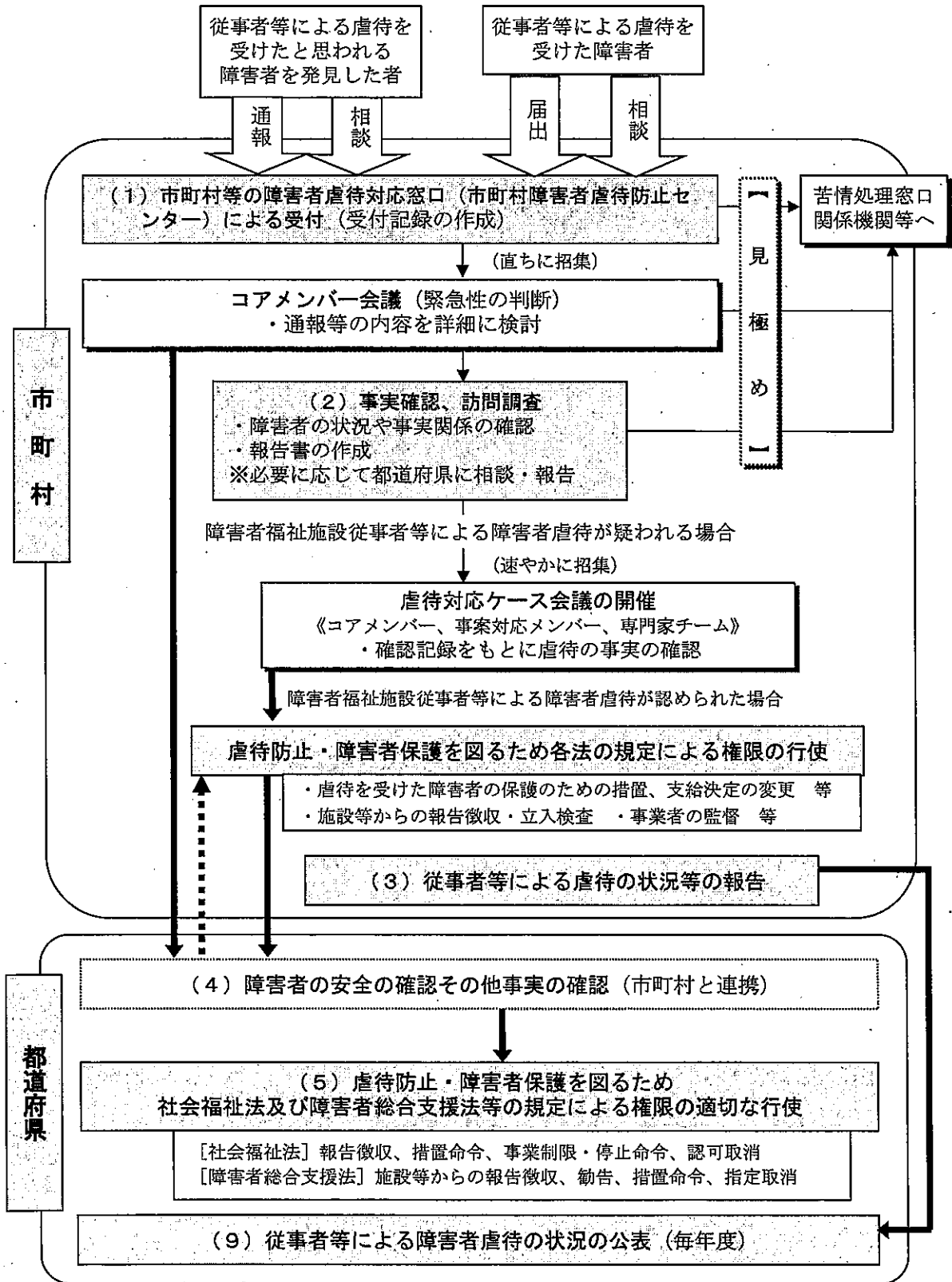
A 養護者

3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）



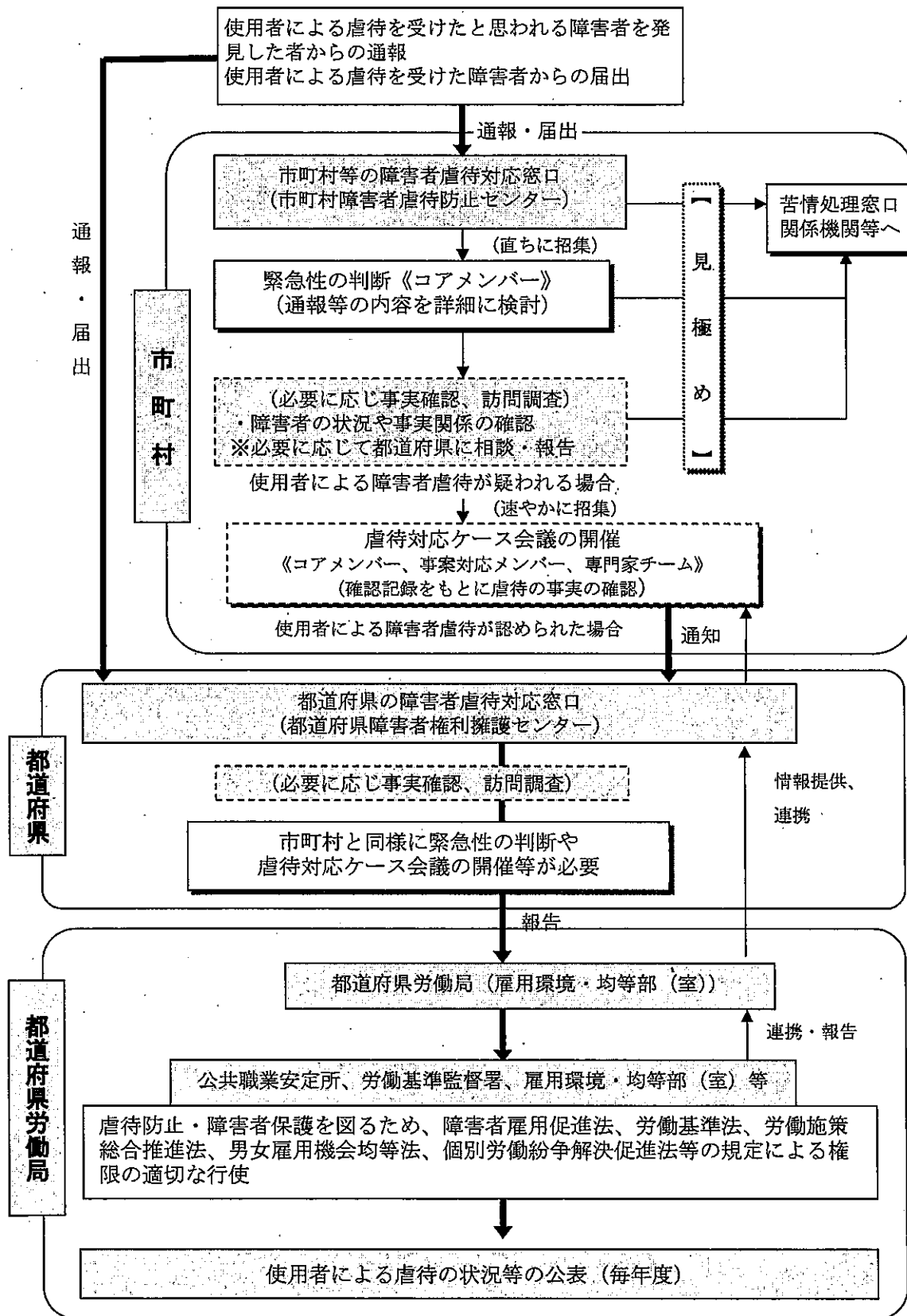
B 施設従事者

3 相談・通報・届出への対応（市町村）



C 使用者(雇用者)

3 相談・通報・届出への対応



基本的な考え方

はじめに

政府においては、障害の有無に関わらない多様な生き方を前提にした、共生社会の実現を目指しています。共生社会の実現には、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠です。

平成 26 年 1 月に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

平成 25 年 6 月に改正された「障害者基本法」の目的には、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが定められています。

また、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の基本理念においては、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないことが定められました。

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に進めることが重要です。

目次その1

目次

はじめに	1
I 障害者虐待防止と対応の基本	2
1 障害者虐待とは	3
(1) 障害者虐待防止法の成立	3
(2) 「障害者虐待」の定義	3
2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点	18
(1) 障害者虐待防止と対応のポイント	18
(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント	24
3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	26
(1) 国及び地方公共団体の責務	26
(2) 国民の責務	27
(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務	27
4 市町村及び都道府県の役割と責務	30
(1) 市町村の役割と責務	30
(2) 都道府県の役割と責務	33
5 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性	36
6 障害者虐待防止対策支援	36
II 養護者による障害者虐待の防止と対応	38
1 障害者虐待の防止に向けた取組	39
(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発	39
(2) 養護者支援による虐待の防止	39
(3) 虐待防止ネットワークの構築	39
2 障害者虐待の早期発見に向けた取組	43
(1) 通報義務の周知	43
(2) 早期発見に向けて	43
3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）	47
(1) 相談、通報及び届出の受付	48
(2) 対応方針の協議	53
(3) 事実確認、訪問調査による安否確認	55
(4) 立入調査	62
(5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定	68
(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	76
(7) その他の障害者支援	80
(8) 養護者（家族等）への支援	86
(9) 成年後見制度等の活用	90
(10) モニタリング・評価	97
(11) 虐待対応の終結	97
4 財産上の不当取引による被害の防止	99

目次その2

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	99
(2) 成年後見制度の活用	99
5 養護者による障害者虐待の事例	99
III 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の 防止と対応	101
1 定義・概略	102
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止	102
(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務	102
(2) 管理者・職員の研修、資質向上	104
(3) 個別支援の推進	104
(4) 開かれた施設運営の推進	105
(5) 実効性のある苦情解決体制の構築	105
(6) 指導監査等による確認	105
(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施	106
3 相談・通報・届出への対応（市町村）	108
(1) 通報等の受付	109
(2) 市町村による事実の確認	111
(3) 市町村から都道府県への報告	117
(4) 都道府県による事実の確認	121
(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等	121
(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使	122
(7) 虐待があった施設の再発防止に向けての支援	127
(8) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例	127
(9) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	128
4 身体拘束に対する考え方	129
(1) 基本的考え方	129
(2) 身体拘束とは	130
(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	130
(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用	135
5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上	136
(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性	136
(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施	136
6 性的虐待の防止	137
(1) 性的虐待の特徴	137
(2) 自治体における性的虐待の防止に向けた対応	138
IV 使用者による障害者虐待の防止と対応	140
1 定義・概略	141
2 使用者による障害者虐待の防止	141
(1) 労働関連法規の遵守	141